



報道発表資料

令和2年4月14日

【照会先】

山形労働局職業安定部職業対策課

課長 小友 有子

課長補佐 小林 正治

事業所給付監査官 東海林 芳弘

(電話) 023-626-6101

(FAX) 023-635-0581

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の追加実施(助成率引き上げ、手続き簡素化等)と雇用調整助成金の支給迅速化のための山形労働局・ハローワークの取組をお知らせします。

～雇用調整助成金を活用して、従業員の雇用維持をお願いします～

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金の一部を助成するものです。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、厚生労働省では、これまで3回にわたる雇用調整助成金に係る特例措置を講じています。

今般、「令和2年4月1日から同年6月30日までの間は、緊急対応期間」として、さらに追加の特例措置を講じます。追加の特例措置の概要は、次の通りです。詳細については、厚生労働本省の発表資料をご参考ください。

また、山形労働局では、広く雇用調整助成金を活用していただき、1人でも多くの従業員の雇用を維持していただくため、助成金の周知広報、相談・申請受付の体制強化を図ります。

1. 追加特例措置の概要

緊急対応期間(令和2年4月1日～同年6月30日)について、

①休業又は教育訓練を実施した場合の助成率の引き上げや助成対象を拡充

助成率を、中小企業では2/3から最大で9/10にするなど、引き上げを実施。また、パート・アルバイト(学生を含む)も対象とするなどの拡充措置を講じています。

②助成金受給のための要件を緩和

生産指標について、対前年同月比で10%の減少が必要でしたが、これを5%減少とします(事業所設置後1年未満の事業主についても、令和2年1月23日以前に設置されている場合には、助成金の支給対象となる可能性があります)。そのほか、緩和措置を講じています。

③助成金の手続き簡素化

すでに休業を実施し、休業手当を支給している場合でも、令和2年6月30日までは事後に計画届を提出することが可能です。

また、支給対象となる休業等から時間外労働の時間を相殺していましたが、この措置を当面停止します。そのほか、簡素措置を講じています。

以上の追加特例措置の詳細につきましては、厚生労働本省の発表資料をご参考ください。

2. 山形労働局・ハローワーク（公共職業安定所）の取組について

山形労働局では、県内の労働者を雇用する事業主が、今般の追加特例措置による雇用調整助成金を、より迅速に受給できるよう、次のことに取り組みます。

①周知活動

- ・県内の経済団体等（約200団体）に対して、参加企業への雇用調整助成金の活用周知を要請しました。
- ・4月13日の週より、順次、県内の労働保険適用事業所全所（約2万6千事業所）に対して、雇用調整助成金等のリーフレットを送付し、周知します。

②支給の迅速化

助成金の申請・審査を担当する相談員を約40名増員し、通常、支給申請から支給まで約2ヶ月要する審査期間を、約1ヶ月とするよう取り組みます。

- ・4月14日以降、山形労働局のホームページに雇用調整助成金の説明動画を、順次掲載します。これにより、雇用調整助成金の正しい理解が進むよう、取り組みます。
- ・業界団体や地方公共団体等と調整の上、出張相談を企画・実施し、申請にかかる相談場所を増やします。
- ・「学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター」が設置されたこと、一般的な問い合わせについては県内のどのハローワークでも受け付けることから、これらの連絡先を周知し、電話相談がしやすい環境を作ります。

③新型コロナウイルス感染防止対策

通常、雇用調整助成金の申請手続きにあたっては、ハローワーク（公共職業安定所）へ来所いただき、書類確認等を行っておりますが、感染防止のため、郵送による書類受付を実施します。なお、郵送による書類受付につきましては、対面での確認ではないため、お電話による書類確認や各種処理のため、審査にお時間がかかる場合がありますので、ご注意ください。

また、来所される場合には、待ち時間を短縮いただくため、電話にて訪問日時を予約されることお奨めしております。

（参考資料1）山形労働局「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた雇用調整助成金等（特例措置）のご案内」

（参考資料2）厚生労働本省の発表資料

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 雇用調整助成金等(特例措置)のご案内

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。特例措置により、中小企業には、労働者に支払った休業手当等に対して、最大で9割(※)を助成します。

(※)1月24日以降に解雇等が無いこと等の条件があります(大企業は最大で75%の助成です)。

緊急対応期間である令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業等に適用されます

【対象事業主】

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業縮小を余儀なくされた事業主
※対前年同月比で売上高が5%以上減少していること。
- ② 雇用保険や労災保険に加入している事業主

【対象労働者】

- ① 雇用保険の被保険者となっている労働者
※退職予定の方等、一部対象労働者から除かれる場合があります。
- ② 雇用保険の被保険者となっていない労働者(緊急雇用安定助成金)
※週20時間未満の労働者、パート、アルバイト(学生含む)等。


【対象となる休業】

労使間の書面による協定に基づき実施された休業等

【助成率】

休業等を実施した場合の休業手当等の相当額に対しての助成率

中小企業 4/5 大企業 2/3

 一定期間解雇等を行わなかった等の要件を満たした場合は助成率の上乗せをします。

中小企業 9/10 大企業 3/4

【手続き先】

事業所所在地を管轄するハローワーク(公共職業安定所)へ、所定の書類をご提出いただくことが必要となります。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での提出も受付しますが、対面での書類確認ではないため、お時間がかかる場合がございます。また、待ち時間を少なくするため、来所される際には、予約されることをお奨めします。

【審査期間・振込先】

標準的な期間として、お手続きから、約1ヶ月程度、審査等のため、お時間がかかります。提出された書類の内容によっては、審査期間が延びる場合があります。支給決定した場合は、お届けいただいた銀行口座にお振込み致します。

【その他】

上記の内容は、助成金制度の概要を掲載したものです。他にも支給要件等がございますので、詳しくは裏面へお問合せください。

【雇用調整助成金・特例措置の詳細な情報について】

雇用調整助成金・特例措置の詳細情報については、厚生労働省や山形労働局のホームページをご確認ください。山形労働局のホームページでは、助成金の解説動画も掲載しております。動画では、概説的な説明から、詳細な説明までご用意しておりますので、ご覧いただきながら、お手続きに入られることをお奨めいたします。

(厚生労働省HP QRコード)

(山形労働局HP QRコード)



【雇用調整助成金・特例措置の問い合わせ先】

お問い合わせは、山形労働局職業対策課(電話:023-626-6101)のほか、次の各ハローワークで受け付けております。なお、一般的なお問い合わせは、どのハローワークでもご対応できますので、事業所が所在する区域を管轄するハローワークへのお電話が繋がらない場合には、別のハローワークへお電話ください。(月～金、8時30分から16時まで)

また、厚生労働省が設置した「学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター」(0120-60-3999)では、土日・祝日9時から21時まで対応しております。

ハローワーク名	所在地	電話	管轄区域
ハローワーク山形 (山形公共職業安定所)	〒990-0813 山形市桜町2-6-13	023-684-1521	山形・天童・上市市、山辺・中山町
ハローワーク米沢 (米沢公共職業安定所)	〒992-0012 米沢市金池3-1-39 米沢地方合同庁舎内	0238-22-8155	米沢・南陽市、川西・高島町
ハローワーク酒田 (酒田公共職業安定所)	〒998-8555 酒田市上安町1-6-6	0234-27-3111	酒田市、庄内・遊佐町
ハローワーク鶴岡 (鶴岡公共職業安定所)	〒997-0013 鶴岡市道形町1-13	0235-25-2501	鶴岡市、三川町
ハローワーク新庄 (新庄公共職業安定所)	〒996-0011 新庄市東谷地田町6-4新庄合同 庁舎内	0233-22-8609	新庄市、舟形・真室川・金山・最上町、鮭川・大蔵・戸沢村
ハローワーク長井 (長井公共職業安定所)	〒993-0051 長井市幸町15-5	0238-84-8609	長井市、白鷹・飯豊・小国町
ハローワーク村山 (村山公共職業安定所)	〒995-0034 村山市楯岡五日町14-30	0237-55-8609	村山・東根・尾花沢市、大石田町
ハローワーク寒河江 (寒河江公共職業安定所)	〒991-8505 寒河江市大字西根字石川西340	0237-86-4221	寒河江市、大江・朝日・西川・河北町

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度

特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は、 全国で 以下の特例措置を実施
生産指標要件 3か月10%以上低下	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）
被保険者が対象	生産指標要件を緩和 (1か月5%以上低下)
助成率 2/3（中小）、1/2（大企業）	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める
計画届は事前提出	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10（中小）、3/4（大企業）)
1年のクーリング期間が必要	計画届の事後提出を認める（1月24日～ 6月30日まで ）
6か月以上の被保険者期間が必要	クーリング期間を撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	被保険者期間要件を撤廃
短時間一斉休業のみ 休業規模要件 1/20(中小)、1/15(大企業)	同左 + 上記対象期間
残業相殺	短時間休業の要件を緩和 併せて、休業規模要件を緩和（1/40(中小)、1/30(大企業）)
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率2/3(中小)、1/2(大企業) 加算額1,200円	残業相殺を停止
	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合9/10（中小）、3/4（大企業）) 加算額 2,400円(中小)、1,800円（大企業）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を拡充します

～雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい。～

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

令和2年4月1日から令和2年6月30日まで(緊急対応期間)の休業等に適用されます。

助成内容のポイント	中小企業	大企業
①休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額の助成(※1, 2)	助成率	
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	4/5	2/3
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主で、かつ、解雇等をしていないなど上乗せの要件(※3, 4)を満たす事業主	9/10	3/4
②教育訓練を実施したときの加算	加算額	
教育訓練が必要な被保険者の方に、教育訓練(自宅でインターネット等を用いた教育訓練含む)を実施※5	2,400円	1,800円
③支給限度日数	限度日数	
通常時	1年間で100日	
緊急対応期間	上記限度日数とは別枠で利用可能	
④雇用保険被保険者でない方	助成率	
雇用保険被保険者でない方を休業させる場合	上記①の助成率と同じ	

※1 対象労働者1人1日当たり 8,330円が上限です。(令和2年3月1日現在)

※2 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金額に休業手当支払率(休業の場合は60%以上、教育訓練の場合は100%)を掛け、1日当たりの助成額単価を求めます。

※3 P2の【助成内容と対象の拡充をします】の②を参照ください。

※4 出向は当該助成率は適用されません。

※5 雇用保険被保険者のみが対象となります。

※ 風俗営業等関係事業主への支給も可能とします。

厚生労働省HP



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL020410企01

【助成内容や対象を大幅に拡充します】

令和2年4月1日から**令和2年6月30日**まで(緊急対応期間)の休業等に適用されます。

- ① 休業又は教育訓練を実施した場合の助成率を上げます **NEW**
【中小企業: 2/3から4/5へ】【大企業: 1/2から2/3へ】
- ② 以下の要件を満たし、解雇等しなかった事業主に助成率の**上乘せ**をします **NEW**
【中小企業: 4/5から9/10へ】【大企業: 2/3から3/4へ】
 - ア **1月24日から賃金締切期間(判定基礎期間)の末日までの間に事業所労働者の解雇等(解雇と見なされる有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。)をしていないこと**
 - イ 賃金締切期間(判定基礎期間)の末日における事業所労働者数が、**比較期間(1月24日から判定基礎期間の末日まで)の月平均事業所労働者数と比して4/5以上**であること
- ③ 教育訓練を実施した場合の**加算額**の引き上げをします **NEW**
教育訓練が必要な被保険者の方について、**自宅でインターネット等を用いた教育訓練も**できるようになり、**加算額の引き上げ**を行います。【中小企業: 2,400円】【大企業: 1,800円】
※助成対象となる教育訓練となるか不明な場合には実施前に管轄の労働局等にお問い合わせください。
- ④ **新規学卒採用者等も対象**としています
新規学卒採用者など、**雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者**についても助成対象としています。
(※本特例は、休業等の初日が令和2年1月24日以降の休業等に適用されています。)
- ⑤ 支給限度日数に関わらず活用できます **NEW**
「緊急対応期間」に実施した休業は、**1年間に100日の支給限度日数とは別枠で**利用できます。
- ⑥ **雇用保険被保険者でない労働者も休業の対象**とします **NEW**
事業主と雇用関係にある週20時間未満の労働者(パート、アルバイト(学生も含む)等)などが対象となります。

【受給のための要件の更なる緩和をします】

休業等の初日が**令和2年1月24日**以降のものに**遡って**適用されます。
ただし、①生産指標の要件緩和については、
緊急対応期間である**令和2年4月1日**から**令和2年6月30日**までの休業等に適用されます。

- ① 生産指標の要件を緩和します **NEW**
 - ア 生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で**10%の減少**が必要でしたが、対象期間の初日が緊急対応期間である令和2年4月1日から令和2年6月30日までの間は、これを**5%減少**とします。
 - イ 生産指標の確認期間を3か月から**1か月**に短縮しています。
(※生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認します。)
- ② 最近3か月の雇用量が対前年比で**増加していても**助成対象としています
- ③ 雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件(クーリング期間)を撤廃しています
過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、前回の支給対象期間の満了日から**1年を経過していなくても助成対象**としています。
- ④ 事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和しています
(※この場合の、生産指標の確認は提出があった月の前月と令和元年12月を比べます。)
- ⑤ 休業規模の要件を緩和します **NEW**
休業等の延べ日数が対象労働者に係る所定労働日数の1/20(中小企業)、1/15(大企業)以上となるものであることとしていましたが、これを**1/40(中小企業)、1/30(大企業)以上に緩和**します。

【雇用調整助成金が活用しやすくなります】

休業等の初日が**令和2年1月24日**以降のものに**遡って**適用されます。

- ① 事後提出を可能とし提出期間を延長します **NEW**
すでに休業を実施し、休業手当を支給している場合でも、**令和2年6月30日**までは、事後に提出することが可能です。
(※生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認します。)
- ② 短時間休業の要件を緩和し活用しやすくします **NEW**
短時間休業については、従来、事業所等の労働者が一斉に休業する必要がありましたが、**事業所内の部門、店舗等施設毎の休業も対象とする等緩和し**、活用しやすくします。
- ③ 残業相殺制度を当面停止します **NEW**
支給対象となる休業等から**時間外労働等の時間を相殺して支給すること(残業相殺)を当面停止**します。

【短時間休業の要件緩和の活用例】

- ① 立地が独立した部門ごとの短時間一斉休業を可能とします。
(例: 客数の落ち込んだ店舗のみの短時間休業、製造ラインごとの短時間休業)
- ② 常時配置が必要な者を除いて短時間休業を可能とします。
(例: ホテルの施設管理者等を除いた短時間休業)
- ③ 同じ勤務シフトの労働者が同じ時間帯に行う短時間休業を可能とします。
(例: 8時間3交代制を6時間4交代制にして2時間分を短時間休業と扱う)

【教育訓練の拡充の活用例】

- ・従前は訓練日に就労することができませんでしたが、半日訓練後、半日就労することを可能とします。
(※半日訓練の場合は、加算額が半額になります。)
- ・感染防止拡大の観点から、自宅等で行う訓練も助成対象となる訓練とします。
※助成対象となる教育訓練となるか不明な場合には実施前に管轄の労働局等にお問い合わせください。

緊急対応期間中の休業は

- ・助成率UP+**上乘せ**助成
- ・教育訓練加算額UP

緊急対応期間

令和2年4月1日

- ・対象労働者の**拡大**
- ・支給限度日数は**別カウント**

令和2年6月30日

◆支給までの流れ

1~3判定基礎期間
(1か月単位で1~3か月)

【通常時】

事業の縮小

休業使用の間計協画定

計画届

休業等実施

判定基礎期間
終了後2か月以内に申請

支給申請

支給・不支給

【計画届
事後提出時】

休業等実施

計画届

雇用調整助成金の申請書類を簡素化します

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置に関する申請書類等については、大幅に簡素化し、事業主の申請手続きの負担軽減と支給事務の迅速化を図ります。

記載事項を約5割削減 73事項→38事項に削減(▲35事項)

- 残業相殺制度を当面停止(残業時間の記載不要に)
- 自動計算機能付き様式の導入により記載事項を大幅に削減

記載事項の大幅な簡略化

- 日ごとの休業等の実績は記載不要(合計日数のみで可)

添付書類の削減

- 資本額の確認の「履歴事項全部証明書」等を廃止
- 休業協定書の労働者個人ごとの「委任状」を廃止
- 賃金総額の確認のための「確定保険料申告書」を廃止(システムで確認)

添付書類は既存書類で可に

- 生産指標→「売上」が分かる既存の書類で可
- 出勤簿や給与台帳でなくても、手書きのシフト表や給与明細でも可

計画届は事後提出可能(～6月30日まで)

【計画届に必要な書類】(休業の場合)

書類名	簡素化内容(記載事項29事項→21事項 (▲8事項))
様式第1号(1) 休業等実施計画(変更)届	・ <u>事後提出</u> (申請時に提出)を <u>可能に(～6/30(火)まで)</u>
様式第1号(2) 雇用調整事業所の事業活動の 状況に関する申出書	・ 確認書類は「売上」が分かる <u>既存書類のコピーで可</u> (<u>売上簿、営業収入簿、会計システムの帳票</u> などで可)
様式第1号(3) 休業・教育訓練計画一覧表	・ 作成不要(様式第5号(3)として提出可)
様式第1号(4) 雇用調整実施事業所の雇用指 標の状況に関する申出書	・ 作成不要
確認書類① 休業協定書・教育訓練協定書	・ 労働者代表選任届に添付を求めていた <u>個別の委任状を 不要に</u>
確認書類② 事業所の状況に関する書類	・ <u>既存の労働者及び役員名簿のみで可</u> ・ <u>中小企業の人数要件を満たせば、資本額を示す書類は 不要に</u>

【支給申請に必要な書類】(休業の場合)

書類名	簡素化内容(記載事項44事項→17事項 (▲27事項))
様式第5号(1) 支給申請書	・ 自動計算機能付き様式とし、 <u>記載事項を大幅に削減</u> ・ 事業所の所在地等の <u>記載は省略可</u>
様式第5号(2) 助成額算定書	・ 自動計算機能付き様式とし、 <u>記載事項を大幅に削減</u> ・ <u>残業相殺の停止により、残業時間の記載不要に</u>
様式第5号(3) 休業・教育訓練計画一覧表及 び所定外労働時間等の実施状 況に関する申出書	・ <u>日付毎の記載は不要</u> とし、 <u>日数合計のみで可</u> ・ <u>残業相殺の停止により、残業時間の記載不要に</u>
共通要領様式1号 支給要件確認申立書	・ 「はい」「いいえ」を <u>簡易に回答可能な様式に変更</u>
確認書類① 労働保険料に関する書類	・ 添付不要
確認書類② 労働・休日及び休業・教育訓 練の実績に関する書類	・ 出勤簿、タイムカード以外にも、 <u>手書きのシフト表などでも可</u> ・ 給与台帳以外にも、 <u>給与明細の写しなどでも可</u>

